

「2 控除に関する事項」について

⑬ 社会保険料控除

令和7年中に支払った国民健康保険料(料)、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料、国民年金基金、任意継続保険料等により「控除額=支払額」。生計を一にする配偶者や親族の分の支払も対象になりますが、年金から特別徴収されている保険料は、納めている方しか認められません。

⑭ 小規模企業共済等掛金控除

令和7年中に支払った小規模企業共済法に規定された共済契約に基づく掛金、確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金又は個人型年金加入者掛金(DeCoの掛金等)、心身障害者扶養共済制度に基づく掛金になります(控除額=支払額)。 ※ 生計を一にする親族の掛金は控除できません。

⑮ 生命保険料控除

令和7年中に申告者、配偶者その他の親族を受取人とする生命保険契約等の保険料、個人年金保険料、介護医療保険料の支払があった場合に控除できます。平成24年1月1日以後に契約した保険は新契約、それより前を旧契約として扱います。

新契約	支払った保険料	控除額
	～12,000円	支払保険料の金額
一般の生命保険料	12,001円～32,000円	支払保険料×1/2+6,000円
	32,001円～56,000円	支払保険料×1/4+14,000円
	56,001円～	28,000円
旧契約	支払った保険料	控除額
	～15,000円	支払保険料の金額
一般の生命保険料	15,001円～40,000円	支払保険料×1/2+7,500円
	40,001円～70,000円	支払保険料×1/4+17,500円
	70,001円～	35,000円

上表を参考に、各区分ごとの控除額を計算します。

保険料の区分	支払保険料の計	控除額
一般の生命保険料	円	A: 円
個人年金保険料	円	C: 円
介護医療保険料	円	E: 円

新旧の各区分の控除額を求めたら、集計を行います。

F(一般の生命保険料)⇒A+B: 円(最高28,000円) ※Bのみで適用を受ける場合は、最高35,000円

G(個人年金保険料)⇒C+D: 円(最高28,000円) ※Dのみで適用を受ける場合は、最高35,000円

生命保険料控除額⇒E+F+G: 円(最高70,000円) ⇒ 申告書「⑮生命保険料控除」に記載

新旧の各区分の控除額を求めたら、集計を行います。

F(一般の生命保険料)⇒A+B: 円(最高28,000円) ※Bのみで適用を受ける場合は、最高35,000円

G(個人年金保険料)⇒C+D: 円(最高28,000円) ※Dのみで適用を受ける場合は、最高35,000円

生命保険料控除額⇒E+F+G: 円(最高70,000円) ⇒ 申告書「⑮生命保険料控除」に記載

⑯ 地震保険料控除

令和7年中に支払った家屋や家財等に係る地震保険契約等の保険料になります。

地震保険料	
支払った保険料	控除額
～5,000円	支払保険料×1/2
5,001円～	25,000円

旧長期損害保険料

支払った保険料	控除額
～5,000円	支払保険料の金額
5,001円～15,000円	支払保険料×1/2+2,500円
15,001円～	10,000円

地震保険料控除額

⇒A+B: 円(最高25,000円) ⇒ 申告書「⑯地震保険料控除」に記載

左表を参考に控除額を計算します。

支払保険料の計 円 ⇒ A: 円

左表を参考に控除額を計算します。

支払保険料の計 円 ⇒ B: 円

㉔ 基礎控除

申告者の合計所得金額によって控除額が異なります。
合計所得金額2,400万円以下(控除額:430,000円)、2,450万円以下(控除額:290,000円)
2,500万円以下(控除額:150,000円)、2,500万円超(適用なし)

㉕ 雑損控除(申告書裏面)

災害や盗難、横断によって住宅や家財等に損害を受けた場合や、災害関連支出をした場合に該当します。

㉖ 医療費控除・セルフメディケーション税制 ※いずれか一方を選択

申告者や生計を一にする配偶者その他の親族のために、令和7年中に支払った医療費や通院費が対象になります。控除額の計算方法は、医療費控除の明細書に記載されています。

● 寄附金税額控除(申告書裏面「11 寄附金に関する事項」)

申告者が令和7年中に寄附した金額を各区分欄に記入してください。また、寄附をした全ての受領証・証明書を添付してください。

「3 本人該当」について

① ひとり親控除(控除額:300,000円)

令和7年12月31日現在で、婚姻歴の有無にかかわらず、生計を一にする子を有し、申告者の合計所得金額が500万円以下である場合に該当します。なお、生計を一にする子は、総所得金額等が58万円以下で他の人の同一生計配偶者又は扶養親族になっていない方に限ります。
また、事実婚関係にある者がいないことが要件となります。

② 寡婦控除(控除額:260,000円)

令和7年12月31日現在で、①又は②に該当し、合計所得金額が500万円以下である女性が該当します。
①夫と離婚後、再婚していない(事実婚関係にある者がいない)で、子以外の扶養親族がいる。
②夫と死別後、再婚していない(事実婚関係にある者がいない)。

③ 勤労学生控除(控除額:260,000円)

令和7年12月31日現在で、申告者が学校教育法第1条等に規定する学校の学生であり、合計所得金額が85万円以下で、勤労によらない給与所得等以外の所得が10万円以下の場合に該当します。

④ 障害者控除(控除額 特別障害者:300,000円(同居時:530,000円)、普通障害者:260,000円)

令和7年12月31日現在で、申告者や同一生計配偶者、扶養親族が下記の障害者の場合に該当します。
① 特別障害者(身体1・2級、療育A・A、精神1級)
② 普通障害者(身体3・4・5・6級、療育B・C、精神2・3級)

ステップ3 申告書に記入(令和7年中に収入があった方)

令和8年度(令和7年分) 市民税・県民税 申告書

令和8年度(令和7年分) 市民税・県民税 申告書

1 収入・所得金額に関する事項

収入がなかった方

2 控除に関する事項

3 本人該当

4 扶養親族等

5 収入・所得金額に関する事項

6 収入・所得金額に関する事項

7 収入・所得金額に関する事項

8 収入・所得金額に関する事項

9 収入・所得金額に関する事項

10 収入・所得金額に関する事項

11 収入・所得金額に関する事項

12 収入・所得金額に関する事項

13 収入・所得金額に関する事項

14 収入・所得金額に関する事項

15 収入・所得金額に関する事項

16 収入・所得金額に関する事項

17 収入・所得金額に関する事項

18 収入・所得金額に関する事項

19 収入・所得金額に関する事項

20 収入・所得金額に関する事項

21 収入・所得金額に関する事項

22 収入・所得金額に関する事項

23 収入・所得金額に関する事項

24 収入・所得金額に関する事項

25 収入・所得金額に関する事項

26 収入・所得金額に関する事項

27 収入・所得金額に関する事項

28 収入・所得金額に関する事項

29 収入・所得金額に関する事項

30 収入・所得金額に関する事項

31 収入・所得金額に関する事項

32 収入・所得金額に関する事項

33 収入・所得金額に関する事項

34 収入・所得金額に関する事項

35 収入・所得金額に関する事項

36 収入・所得金額に関する事項

37 収入・所得金額に関する事項

38 収入・所得金額に関する事項

39 収入・所得金額に関する事項

40 収入・所得金額に関する事項

41 収入・所得金額に関する事項

42 収入・所得金額に関する事項

43 収入・所得金額に関する事項

44 収入・所得金額に関する事項

45 収入・所得金額に関する事項

46 収入・所得金額に関する事項

47 収入・所得金額に関する事項

48 収入・所得金額に関する事項

49 収入・所得金額に関する事項

50 収入・所得金額に関する事項

51 収入・所得金額に関する事項

52 収入・所得金額に関する事項

53 収入・所得金額に関する事項

54 収入・所得金額に関する事項

55 収入・所得金額に関する事項

56 収入・所得金額に関する事項

57 収入・所得金額に関する事項

58 収入・所得金額に関する事項

59 収入・所得金額に関する事項

60 収入・所得金額に関する事項

61 収入・所得金額に関する事項

62 収入・所得金額に関する事項

63 収入・所得金額に関する事項

64 収入・所得金額に関する事項

65 収入・所得金額に関する事項

66 収入・所得金額に関する事項

67 収入・所得金額に関する事項

68 収入・所得金額に関する事項

69 収入・所得金額に関する事項

70 収入・所得金額に関する事項

71 収入・所得金額に関する事項

72 収入・所得金額に関する事項

73 収入・所得金額に関する事項

74 収入・所得金額に関する事項

75 収入・所得金額に関する事項

76 収入・所得金額に関する事項

77 収入・所得金額に関する事項

78 収入・所得金額に関する事項

79 収入・所得金額に関する事項

80 収入・所得金額に関する事項

81 収入・所得金額に関する事項

82 収入・所得金額に関する事項

83 収入・所得金額に関する事項

84 収入・所得金額に関する事項

85 収入・所得金額に関する事項

86 収入・所得金額に関する事項

87 収入・所得金額に関する事項

88 収入・所得金額に関する事項

89 収入・所得金額に関する事項

90 収入・所得金額に関する事項

91 収入・所得金額に関する事項

92 収入・所得金額に関する事項

93 収入・所得金額に関する事項

94 収入・所得金額に関する事項

95 収入・所得金額に関する事項

96 収入・所得金額に関する事項

97 収入・所得金額に関する事項

98 収入・所得金額に関する事項

99 収入・所得金額に関する事項

100 収入・所得金額に関する事項

「4 扶養親族等」について

② 配偶者控除 ② 配偶者特別控除

申告者の合計所得金額	配偶者控除		配偶者特別控除											
	一般	老人	配偶者の合計所得金額											
～58万	～100万	～105万	～110万	～115万	～120万	～125万	～130万	～133万	133万超					
～900万	33万	38万	33万	31万	26万	21万	16万	11万	6万	3万	適用なし			
～950万	22万	26万	22万	21万	18万	14万	11万	8万	4万	2万				
～1,000万	11万	13万	11万	11万	9万	7万	6万	4万	2万	1万				
1,000万超														

※ 老人控除対象配偶者・・・昭和31年1月1日以前に生まれた方が対象です。
※ 同一生計配偶者・・・配偶者の合計所得金額が58万円以下の方に限ります。申告者の合計所得金額が1,000万円を超える場合、控除額は0円ですが、市民税・県民税及び森林環境税の非課税判定や障害者控除の適用などに影響があるため、該当する際は氏名、生年月日、該当欄にチェック等の記入をお願いします。

㉔ 扶養控除

令和7年12月31日現在、申告者と生計を一にする親族等の合計所得金額が58万円以下の場合に該当します。

扶養区分	控除額
一般扶養(S31.1.2～H15.1.1、H19.1.2～H22.1.1生まれ)	330,000円
特定扶養(H15.1.2～H19.1.1生まれ)	450,000円
老人扶養(S31.1.1以前の生まれ)	380,000円
同居老親等(直系尊属(配偶者に係る方も含む)に「限る」)	450,000円
年少扶養(H22.1.2以降の生まれ)	0円

※ 税法上の扶養親族に該当します。また、年少扶養は、控除額は0円ですが、市民税・県民税及び森林環境税の非課税判定や障害者控除の適用に影響があります。

※ 特定親族は、税法上の扶養親族には該当しません。

㉕ 特定親族特別控除(※令和8年度から適用)

令和7年12月31日現在、申告者と生計を一にする親族等が58万円超123万円以下の場合に該当します。

特定親族の合計所得金額	控除額
58万円超 95万円以下	450,000円
95万円超 100万円以下	410,000円
100万円超 105万円以下	310,000円
105万円超 110万円以下	210,000円
110万円超 115万円以下	110,000円
115万円超 120万円以下	60,000円
120万円超 123万円以下	30,000円

「1 収入・所得金額に関する事項」について

営業等 ア・①・・・卸売業、小売業、飲食店業、製造業、建設業、金融業、運輸業、修理業、サービス業などの営業、医師、弁護士、作家、俳優、職業野球選手、外交員、大工、漁業等の事業から生じる収入です。
農業 イ・②・・・農産物の生産、果樹などの栽培、養蚕、農家が兼営する家畜・家禽の飼育、酪農品の生産等から生じる収入です。
不動産 ウ・③・・・土地や建物、不動産の上に存する権利、船舶、航空機などの貸付けから生じる収入です。

※ 営業等、農業、不動産所得は、収入から必要経費を差し引き、それぞれの所得を求めます。
申告書裏面の記入欄に、収入及び経費を記入してください。

利子 エ・④・・・所得税の源泉分離課税の対象にならない利子が対象となります。なお、預貯金(銀行、信用金庫、農協等の貯金)は、対象になりません。
配当 オ・⑤・・・株主や出資者が法人から受ける剰余金の配当等が対象になります。

給与 キ・⑥・・・俸給、給料、賃金、賞与のほか、これらの性質を有するものになります。下記の計算方法によって、給与所得金額を算出します。

給与収入から給与所得への変換方法	給与収入額(円)	給与所得金額(円)
給与収入の合計額	～650,999円	0円
651,000円～1,899,999円	収入金額-650,000円	
1,900,000円～3,599,999円	A(※)×70%-80,000円	
3,600,000円～6,599,999円	A(※)×80%-440,000円	
6,600,000円～8,499,999円	収入金額×90%-1,100,000円	
8,500,000円～	収入金額-1,950,000円	

※ 収入金額×4,000=a(小数点以下四捨五入)
a×4,000=A

例)2か所から給与収入があった場合(A社:875,000円、B社:300,000円)
給与所得金額は、A社とB社の給与収入を合算して計算します。
給与収入金額は、875,000円+300,000円=1,175,000円になりますので、上記の表により、給与所得金額は、1,175,000円-650,000円=525,000円になります。

給与所得者は要チェック! 申告者が「所得金額調整控除」の要件に該当するかご確認ください。

＜所得金額調整控除について＞
以下の要件に該当する給与所得者は、一定の金額を給与所得から控除します。

1 給与収入が850万円を超える方で次のいずれかに該当する場合

- ・申告者本人が特別障害者に該当する。
 - ・年齢23歳未満の扶養親族(※1)がいる。
 - ・同一生計配偶者又は扶養親族(※1)が特別障害者に該当する。
 - ※1 この①の扶養親族は、扶養控除と異なり、同一生計内のいずれか一方のみに適用するとの制限はありません。そのため、夫婦の双方で所得金額調整控除の適用を受けることができます。その場合、申告書裏面の「10 所得金額調整控除に関する事項」に対象者の名前を記入してください。
⇒ 給与所得-(給与等の収入金額(※2)-850万円)×0.1
 - ※2 収入金額の上限は、1,000万円です。
- 2 給与所得と年金所得を有し、その合計が10万円を超える場合
⇒ 給与所得(上記1適用後)-(給与所得控除後の給与所得(※3)+公的年金等に係る雑所得(※3))-10万円]

※3 10万円が上限です。

公的年金等 キ・⑦・・・国民年金、厚生年金、恩給、確定給付企業年金、確定拠出企業年金、一定の外国年金等です。なお、遺族年金や障害年金は除かれます(非課税所得)。

公的年金等に係る雑所得への計算方法(A×⑧×⑨)

昭和36年1月2日以後に生まれた方			昭和36年1月1日以前に生まれた方		
公的年金等の収入金額の合計(A)	割合(⑧)	控除額(⑨)	公的年金等の収入金額の合計(A)	割合(⑧)	控除額(⑨)
～1,299,999円	100%	600,000円	～3,299,999円	100%	1,100,000円
1,300,000円～4,099,999円	75%	275,000円	3,300,000円～4,099,999円	75%	275,000円
4,100,000円～7,699,999円	85%	685,000円	4,100,000円～7,699,999円	85%	685,000円
7,700,000円～9,999,999円	95%	1,455,000円	7,700,000円～9,999,999円	95%	1,455,000円
10,000,000円～	100%	1,955,000円	10,000,000円～	100%	1,955,000円

※ 上記は、公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が1,000万円以下の場合です。公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が1,000万円超の場合は10万円、2,000万円超の場合は20万円を控除額から減額します。

公的年金等収入額(円) ⇒ 公的年金等雑所得(円)

例)67歳で年金収入があった場合(厚生年金:2,500,000円)
上記の表により、公的年金等の雑所得は、2,500,000円-1,100,000円=1,400,000円になります。
なお、2か所以上から受けている場合は、収入金額を合算して計算します。

業務 ク・⑧・・・原稿料、講演料、ネットオークションなどを利用した個人取引、食料品の配達などの副収入、シルバー人材センターの配分金等です。

その他 ケ・⑨・・・生命保険の年金(個人年金保険等)等上記以外の所得です。

※ クとケは、収入金額から必要経費を差し引いて雑所得を求めます。

総合課税 コ、サ・㉑・・・ゴルフ会員権、機械、特許権、書画、骨とう、貴金属などの資産の譲渡から生じる収入です。

譲渡した資産の保有期間によって「短期」と「長期」に分けられます。

一時所得 シ・㉒・・・生命保険契約に基づく一時金、懸賞の賞金等から生じる収入です。

所得の計算は、{(収入金額-必要経費)-特別控除(上限50万円)}×1/2になります。

● 給与・公的年金等に係る所得以外の市民税・県民税の徴収方法
給与・公的年金等に係る所得以外(令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の所得に対する市民税・県民税の徴収方法を選択することができます。給与から差し引くことを希望する場合は、「給与から差し引き」をチェックし、給与から差し引かないで自分で納付することを希望する場合は、「自分で納付」にチェックをしてください。